

福祉文教常任委員会会議録

令和7年12月19日

忠岡町議会

忠岡町議会福祉文教常任委員会会議録（２回目）

日 時 令和 7 年 1 2 月 1 9 日（金）午前 1 0 時 4 5 分開会

場 所 委員会室

1. 出席委員

福祉文教常任委員会委員長	二家本英生
〃 副委員長	小島みゆき
〃 委員	今奈良幸子
〃 委員	高迫 照子
〃 委員	田辺 みき
〃 委員	前川 和也

1. 欠席委員

なし

1. 出席理事者

町 長	是枝 綾子	教 育 長	大塚 孝
健康福祉部長	二重 幸生	健康福祉部次長兼保険課長	
福祉課長	武藤 優子		大谷 貴利
こども課長	藤原 直臣	健康づくり課長	泉 亜希
教育部長	柏原 憲一	教育部理事兼学校教育課長	
教育部理事	森田 綾子		石本 秀樹
学校教育課参事	黒木 謙太	教育課長	伊藤 真

1. 本議会の職員

事務局長	南 智樹
係 長	酒井 宇紀
主 事	兼田 雄飛

委員長（二家本 英生議員）

時間になりましたので、始めたいと思います。皆さんお疲れさまです。

本会議に続きまして、ただいまから福祉文教常任委員会を開会いたします。

（「午前10時45分」開会）

委員長（二家本 英生議員）

本日の会議は傍聴を許可しておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長（二家本 英生議員）

本日の出席委員は全員ですので、委員会は成立いたしております。

委員長（二家本 英生議員）

会議録署名委員は、委員会条例第26条の規定によりまして、2番、今奈良幸子委員を指名いたします。

委員長（二家本 英生議員）

開会に先立ち町長よりご挨拶を頂きます。

町長（是枝 綾子町長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

皆さんおはようございます。福祉文教常任委員会の開催に当たり一言ご挨拶申し上げます。

本日は12月定例議会の最終日でございますが、来年4月からのこども誰でも通園制度の事業運営の基準を定める条例と、町立小・中学校体育館の空調整備の工事費の補正予算、追加議案として提案させていただきました。福祉文教常任委員会に付託されましたこの2件について、またご審議賜りたいと思います。

どうぞよろしくご審議のほどお願いをいたします。

委員長（二家本 英生議員）

ありがとうございました。

本日開催の本会議において、本委員会に付託を受けました議案2件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。議案書に基づき、議事を進めてまいります。

説明者は、ページ数を言ってから説明をお願いいたします。

発言の際は、議員・理事者の皆さん、「委員長」と言っていただき、私がお名前をお呼

びしてから発言いただきますようお願いいたします。

また、発言者はマイクのスイッチを押してから発言されますようお願いいたします。

委員長（二家本 英生議員）

それでは案件 1、令和 7 年第 4 回忠岡町議会定例会付託案件についてを議題といたします。

委員長（二家本 英生議員）

議案第 6 3 号 忠岡町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを、担当課より説明を求めます。

こども課（藤原 直臣課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

藤原課長。

こども課（藤原 直臣課長）

それでは、議案書の 1 ページをお願いいたします。議案第 6 3 号、忠岡町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明させていただきます。

3 ページをお開きください。第 1 条で、この条例は、子ども・子育て支援法第 5 4 条の 3 において準用する法第 4 6 条第 2 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるとしており、第 2 条では法第 5 4 条の 3 において準用する法第 4 6 条第 2 項の条例で定める基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 9 5 号）に定めるところとしております。

次にご配布しております議案第 6 3 号こども課資料 1 をご覧ください。条例制定の背景ですが、令和 6 年 6 月 1 2 日に公布された子ども・子育て支援法の一部を改正する法律により、生後 6 か月から 3 歳未満で保育所などに通っていない子どもを育てている家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として乳児等通園支援事業（誰でも通園制度）が創設されました。

この制度は、令和 7 年 4 月 1 日から制度化され、令和 8 年 4 月 1 日から給付化されます。事業所が給付を受けるためには、市町村から子ども・子育て支援法に基づく確認を受ける必要があり、その確認を受けた者、特定乳児等通園支援事業者が実施するための運営に関する基準を条例で定めることとされていることから、本条例を制定するものであります。

条例制定の内容ですが、本町においては国が定めた基準を準用しており、項目としましては以下のとおりです。裏面をお願いいたします。

制定による影響ですが、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備

することで、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援強化につながるものだと考えております。

次に、子ども課資料2をご覧ください。この資料では、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（内閣府令第95号）を掲載しておりますので、後ほどご覧ください。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（二家本 英生議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（今奈良 幸子議員）

はい。

委員長（二家本 英生議員）

今奈良委員。

委員（今奈良 幸子議員）

よろしくお願いいたします。子ども課資料の中の「条例制定内容に国が定める基準を準用します」って書かれておりますけれども、この準用という言葉は、必要な修正を加えて適用するってことなんですけど、何か編集してる部分ってあるのでしょうか。あればなぜ修正されたのか、教えてください。

こども課（藤原 直臣課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

藤原課長。

こども課（藤原 直臣課長）

先ほどの説明の中でもお話しさせていただいたんですけれども、うちは変更はございません。

以上です。

委員（今奈良 幸子議員）

はい。

委員長（二家本 英生議員）

今奈良委員。

委員（今奈良 幸子議員）

ありがとうございます。変更なしということが分かったので、ほかのところとか見ると、何かその条例に制定する、制定に関する考え方とかを丁寧に書いてある書類とかもあったので、これ見ていろんな文章があるんだなと思いながら見させていただきました。中身について、ちょっとだけ私がわからないので、幾つかこの条例の中、国が出している条例のあれについてちょっとだけ、何個か聞かせてください。

5 ページの正当な理由のない提供拒否の禁止ってある正当な理由っていうのは、これって具体的に何かあるんですかね。というのがちょっと疑問に思ったんですけど、教えてください。

こども課（藤原 直臣課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

藤原課長。

こども課（藤原 直臣課長）

恐らく考えられるのは、例えば感染症の病気であるとか、そういったときになかなか事業が開始できないという場合かなというふうに考えております。

以上です。

委員（今奈良 幸子議員）

はい。

委員長（二家本 英生議員）

今奈良委員。

委員（今奈良 幸子議員）

ありがとうございます。誰でもやから、そういう感染症の病気に関することですね。分かりました。

もう1点が、16ページの第28条のところの4行目ですね。苦情を受け付けるための窓口の設置、その他の必要な措置を講じなければならないとなってますけど、本町としては何かこの分野について今何か考えてることはありますでしょうか。

こども課（藤原 直臣課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

藤原課長。

こども課（藤原 直臣課長）

忠岡町におきましては、子育て支援センターひだまりのほうでさせていただこうというふうに考えております。そこには正職であります所長のほうを配置しておりますので、そこが窓口になるのかなというふうに考えております。

以上です。

委員（今奈良 幸子議員）

はい。

委員長（二家本 英生議員）

今奈良委員。

委員（今奈良 幸子議員）

ありがとうございます。あとちょっと戻っちゃうんですけど、ごめんなさい。飛ばしてしまつて。13ページの掲示等のところで、重要事項を掲示するって書かれてるんです。これってどんなふうにするとかっていうのは、もう決まってますでしょうか。

こども課（藤原 直臣課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

藤原課長。

こども課（藤原 直臣課長）

現時点ではまだ支援センターのほうと確認は取れてないんですけども、どこかのところに表示するであつたりとか、保護者に説明するときにはお知らせするというふうな感じでは考えております。

以上です。

委員（今奈良 幸子議員）

はい。

委員長（二家本 英生議員）

今奈良委員。

委員（今奈良 幸子議員）

ありがとうございます。

最後です。19ページの電磁的記録等のこの記録、こっちは忠岡町としてはやる方向で考えてますでしょうか。

こども課（藤原 直臣課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

藤原課長。

こども課（藤原 直臣課長）

そうですね。うちはシステムのほうの導入は考えてないんですけども、例えばエクセルのほうで管理するとか、そういったところに当たるのかなというふうに考えております。

以上です。

委員（今奈良 幸子議員）

はい。

委員長（二家本 英生議員）

今奈良委員。

委員（今奈良 幸子議員）

ありがとうございます。なんかいろいろなところが変わってきたり、今まで私も書類

で、手で書いてたものがどんなふうにな変わっていくのかなと思って、ちょっと聞かせていただきます。

以上です。ありがとうございました。

委員長（二家本 英生議員）

ほかにご質疑ございませんか。

（な し）

委員長（二家本 英生議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（二家本 英生議員）

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

（な し）

委員長（二家本 英生議員）

ないようですので、これで討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

お諮りいたします。議案第63号 忠岡町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（二家本 英生議員）

異議ないと認めます。

よって議案第63号は、原案のとおり可決されました。

委員長（二家本 英生議員）

続きまして、議案第64号 令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第7号）についてを、担当課より説明を求めます。

教育課（伊藤 真課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

伊藤課長。

教育課（伊藤 真課長）

議案第64号、令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第7号）についてご説明させていただきます。

議案書の5ページをお願いいたします。第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億4,780万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を89億848万4,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

第2条は、地方債の補正で、地方債の変更は第2表地方債補正によるものでございます。8ページ、第2表、地方債補正をご覧ください。地方債の変更で2件でございます。まず1つ目、起債の目的は小学校整備事業債で、限度額は1億110万円、償還期限は30年以内、償還期限のうち据置期間は5年以内とするものでございます。

次ページに参りまして、2つ目、起債の目的は中学校整備事業債で、限度額は5,730万円、償還期限は30年以内、償還期限のうち据置期間は5年以内とするものでございます。

次に、予算に関する説明書の1ページをご覧ください。今回の補正予算は、学校施設環境改善交付金、空調設備整備臨時特例交付金を活用し、小学校及び中学校の体育館に空調等を整備することにより、児童及び生徒にとって安全・安心で快適な教育環境を確保するとともに、災害時における避難所機能を強化するための経費について補正するものでございます。

歳出予算、2億4,780万8,000円は、町立小・中学校屋内運動場空調等整備事業として計上するものでございます。個々の事業内容については3ページをご覧ください。

それでは、議案書に戻っていただき、11ページをご覧ください。事業別明細書によりご説明をさせていただきます。

歳入で、第14款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第9目 教育費国庫補助金で、補正額1億992万3,000円は、学校施設環境改善交付金でございます。

第18款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 財政調整基金繰入金で、補正額18万5,000円でございます。

第21款、第1項 町債、第9目 教育債で補正額1億3,770万円は、小学校整備事業債ほかでございます。

次ページに参りまして、歳出でございます。

歳出で第10款 教育費、第2項 小学校費、第1目 学校管理費で補正額1億6,131万5,000円は、町立小学校屋内運動場空調設備整備工事管理業務委託料ほかでございます。

第3項 中学校費、第1目 学校管理費で補正額8,649万3,000円は、町立中学校屋内運動場空調設備設置工事管理業務委託料ほかでございます。なお、両空調設備整備工事業務に係る事業については、学校施設環境改善交付金、空調設備整備臨時特例交付金で、国2分の1の財源措置がそれぞれなされます。

続きまして、町立小・中学校屋内運動場空調設備整備工事について補足説明をさせていただきます 教育課資料をご覧ください。

1、趣旨としまして、学校生活における児童・生徒の熱中症予防を初め、災害時における避難所としての機能向上を図るため、全ての町立小・中学校屋内運動場に空調機を設置

するものでございます。

2、事業内容といたしまして、児童・生徒を初め、学校の屋内運動場を利用する全ての住民が、安全かつ快適に施設利用できるよう、3校全ての町立小・中学校の屋内運動場に空調機を設置するものでございます。

3、事業計画といたしまして、忠岡小学校は駆動方式がEHP電気方式、室内機8台、室外機が2台、非常用電源は未設置となっております。東忠岡小学校及び忠岡中学校はそれぞれ、駆動方式がGHPガス、室内機が8台、室外機2台、非常用電源1台で計画しております。

4、活用する国の補助事業等にいたしましては、空調整備については学校施設環境改善交付金空調設備整備臨時特例交付金として国庫補助2分の1、地方債で学校教育施設等設備事業債として充当率100%、うち交付税算入率が50%を活用し、非常用電源設備については緊急防災減災事業債で充当率100%、うち交付税算入率が70%の活用をそれぞれ予定しており、町の持ち出し分を最小限にできるように計画しております。

5の財源内訳としまして、小学校費が総事業費が1億6,131万5,000円で、内訳としましては国庫補助金7,368万3,000円、地方債8,750万円、一般財源13万2,000円、中学校費で総事業費が8,649万3,000円で、内訳としましては国庫補助金3,624万円、地方債5,020万円、一般財源5万3,000円で小学校費と中学校費を合わせますと、総事業費が2億4,780万8,000円で、内訳としましては国庫補助金1億992万3,000円、地方債1億3,770万円、一般財源18万5,000円で予定しております。

裏面をお願いいたします。6、国補正予算にかかる交付金事業の執行スケジュールでございます。こちらの執行スケジュールでございますが、国から示されました学校施設環境改善交付金に係る令和7年度補正予算執行スケジュールとなっております。令和8年3月上旬に採択の内示、その後、3月の下旬に交付決定というスケジュールになっております。今般の町の補正予算の可決をいただき、国から交付決定を受け取ることができた場合、そこから速やかに入札事務を行う予定としております。

7、その他といたしまして、設置機器のイメージを掲載させていただいております。室内機はイメージのとおりギャラリーまたは壁面に設置することを予定しております。外に室外機、非常用電源設備及びLPガス保管庫についてのイメージとなっております。

説明は以上でございます。どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（二家本 英生議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（高迫 照子議員）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

高迫委員。

委員（高迫 照子議員）

本当に小学校、中学校の屋内運動場空調整備は、大変子どもたち、地域の方からも待たれていた工事で、大変ありがたいなと思っております。

私の質問は、これからまだまだ内示、交付決定、入札となっていくんですけど、この事業者、業者ですね。これは同じところにやってもらうのか、それとも3校別々の方にやってもらうのか、そこら辺はもうお考え、決まってるのでしょうか。

教育課（伊藤 真課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

伊藤課長。

教育課（伊藤 真課長）

今の段階で入札、どのようにさせてもらうかというのは検討中でございますので、そちらのほう決まり次第、都度ご報告のほうさせていただくことになると思います。

委員長（二家本 英生議員）

高迫委員。

委員（高迫 照子議員）

分かりました。

委員長（二家本 英生議員）

よろしいですか。

委員（高迫 照子議員）

はい。

委員長（二家本 英生議員）

他に、ご質疑ございませんか。

田辺委員。

委員（田辺 みき議員）

お伺いします。この議案第64号教育課資料を見てお伺いするんですが、この計画の中で、下とそれから上ですね、山側と浜側のほうでこの駆動方式が分けられているんですけども、これはやはり同時に避難所としても指定されているところもあり、何かそういった背景もあって区別されたのかなと思い、あと、非常用電源設備が忠岡小学校のほうには設置しないと書いてあるのは、何か理由があるのかも教えていただければありがたいです。

教育課（伊藤 真課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

伊藤課長。

教育課（伊藤 真課長）

質問をちょっとまとめて回答させていただくことになると思いますが、忠岡小学校区につきましては、まず災害時に避難所として開設される場合は、浸水想定区域となっていない福祉センターや文化会館となると考えておりまして、高潮発生時は浸水想定区域となる忠岡小学校は、高潮の状況によって屋内運動場や非常用電源設備が浸水して利用できなくなる可能性があることから、ライフラインで最も復旧が早いとされる電気方式を忠岡小学校、採用しております。

で、非常用電源を採用した場合、ガス方式のほうがコスト的によいというふうに判断させていただいたので、そのような仕様でさせていただいております。

委員（田辺 みき議員）

分かりました。すみません、委員長。

委員長（二家本 英生議員）

田辺委員。

委員（田辺 みき議員）

分かりました。ありがとうございます。

委員長（二家本 英生議員）

よろしいですか。

ほかにご質疑ございませんか。

委員（前川 和也議員）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

前川委員。

委員（前川 和也議員）

お疲れさまでございます。いよいよですね、まあ8年度、設置に向けて大きく動き出すというところで、交付金を活用してですね、つけるというところなんですけども、今回の議案には挙がってはないんですけども、空調がいざ稼働するときですね、冷房であったりとか暖房であったりとか、そういったものが機能的に稼働するときは、やっぱり私たちの家でもそうなんですけども、例えば窓ガラスの断熱の効果のあるシールを貼るとかですね。あと、カーテンとか、もしくは密閉性のある扉とかですね。何かそういったものも合わせることで、よりこういう空調が機能するかなというふうに思うんですけども、そういった部分の整備ということについてはどういうふうに考えておられるのか、教えてください。

教育課（伊藤 真課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

伊藤課長。

教育課（伊藤 真課長）

今回の補助金の空調設備設置臨時特例交付金を活用するに当たりまして、断熱の対策をする必要がございましたので、今回遮断カーテンのほうで断熱効果を取るということを、同時にこの工事でさせていただくようにしております。

委員（前川 和也議員）

オーケーです。

委員長（二家本 英生議員）

前川委員。

委員（前川 和也議員）

分かりました。

委員長（二家本 英生議員）

ほかにご質疑ございませんか。

今奈良委員。

委員（今奈良 幸子議員）

1年前ぐらいにどんなものを設備するかみたいなのは説明いただいたと思うんですけれども、その方式を取られてやるのでよろしいのでしょうか。

教育課（伊藤 真課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

伊藤課長。

教育課（伊藤 真課長）

議員のおっしゃるとおりでございます。

委員（今奈良 幸子議員）

はい。

委員長（二家本 英生議員）

今奈良委員。

委員（今奈良 幸子議員）

すみません。ちょっと私、メモを書いたのをどっかやったんですけど、ガスは都市ガスでしたっけ。非常用電源はLPガスだったという記憶はあるんですけども、空調のほうは都市ガスでよろしかったですか。

教育課（伊藤 真課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

伊藤課長。

教育課（伊藤 真課長）

プロパンのほうのガスになっております。

委員（今奈良 幸子議員）

はい。

委員長（二家本 英生議員）

今奈良委員。

委員（今奈良 幸子議員）

ありがとうございます。じゃあ、やり方はこのままされるということで、ちょっとだけ私がわからないんで教えてほしいんですけど、一般財源の部分、1つ出てるんですけど、これは何に活用され、使うのか。小学校費と中学校費はどんなもんがこの一般財源に充てられるのか、わからないんで教えてもらえますか。

教育課（伊藤 真課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

伊藤課長。

教育課（伊藤 真課長）

補助金のほうを使わせていただいて、あとは交付税算入率、地方債のほうを使って、その差額分が町の持ち出しとなりますので、その金額となっております。

委員（今奈良 幸子議員）

すみません。

委員長（二家本 英生議員）

今奈良委員。

委員（今奈良 幸子議員）

すみません。ちょっと一般財源としては入れるのは分かってるんですけど、一般財源がどこの部分にかかってくる。

経営戦略課（岩根 由佳参事）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

岩根参事。

経営戦略課（岩根 由佳参事）

すみません、お配りしてます教育課資料の一番下の財源内訳を多分今ご覧いただいてるかと思うんですけども、要するに小学校費であれば、一応総事業費として1億6,315万必要ですと。そのうち改善交付金で7,368万3,000円が入ってきます。で、残

りのうち8, 750万円が地方債として入ってきますので、この2つを足した差額については町が持ち出さないといけないという部分が一般財源になります。実際、町が負担するお金が一般財源ということになります。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

これは工事、この事業そのものの全てに要は当たっていきますので、そのうちの財源として国費と地方債と一般財源があるということなので、この一般財源が、じゃあその事業の中の設計だとか工事管理とかという、だから。端数ですか。工事全体に当たるというところであると同時にですね。この一般財源のこの部分というのは地方債の中でですね。地方債を発行できるのは、10万未満は切り捨てという形になりますので、計算上そういう端数が一般財源として出ているということでご理解いただけたらと思います。

委員（今奈良 幸子議員）

分かりました。

委員長（二家本 英生議員）

よろしいですか。

ほかにご質疑ございませんか。

（な し）

委員長（二家本 英生議員）

私のほうから少し質問したいと思いますので、副委員長に司会を代わります。

（進行を小島副委員長に交代）

副委員長（小島 みゆき議員）

それでは、進行を交代させていただきます。二家本委員長、質疑をお願いいたします。

委員（二家本 英生議員）

はい、よろしくお願いします。

今回、エアコンの設置ということで、予算も補正予算つけていただいているんですけども、確認したいことがあります。資料の中の4番ですね。活用する国の補助事業等として、空調設備と非常用電源設備というのがあります。で、空調設備については地方債として学校教育施設等整備事業債、充当率100%の交付税算入率50%で、非常用電源設備として緊防債ですね、こちらを使うということになってます。で、多分それぞれの設備によって、多分それぞれの事業債あるんですけども、これの内訳が今もし分かるようであれば、超概算でもいいんですけど、教えていただきたいと思います。

教育課（伊藤 真課長）

副委員長。

副委員長（小島 みゆき議員）

伊藤課長、お願いします。

教育課（伊藤 真課長）

具体的な額に関してはちょっとお伝えいたしかねますが、基本、設計のほうで出した金額の積算のほうから、空調のほうの設備にかかった費用と予備電源のほうにかかった費用をそれぞれ算出して、それを元に計算のほうをさせていただいて、見込みとして補正予算を上げさせていただいてるという状態でございます。

委員（二家本 英生議員）

はい。

副委員長（小島 みゆき議員）

二家本委員長。

委員（二家本 英生議員）

今のところ恐らく金額出せないのは、今後入札等がありますので、多分出せないと思いますので、また入札が終わりましたら多分示すことは大丈夫だと思いますので、そのときはまた数字を教えてくださいと思います。

あと、もう1点です。この資料の中の3番ですね。整備計画ということで、今回それぞれの体育館のほうに室内機を8台、それぞれ付けるということになってるんですけども、今回この特例交付金を受けるためには、断熱の工事をしなければいけないということで、それで断熱効果があれば、例えばその室内機の数も8台から減らすことができるんじゃないかなとは思いますが、その点については今回調査も、設計した結果、今回8台ということだという認識でよろしいでしょうか。

教育課（伊藤 真課長）

副委員長。

副委員長（小島 みゆき議員）

伊藤課長

教育課（伊藤 真課長）

設計の段階で、ちょっと台数を減らしたりとかってということももちろん検討の上ですね、8台が適切というふうに判断いたしまして、今回8台で出させていただいております。

副委員長（小島 みゆき議員）

二家本委員長。

委員（二家本 英生議員）

分かりました。

あと1点だけ、すみません。先ほどの4番に戻ってしまうんですけども、今回、空調設

備整備臨時特例交付金ですね。こちらのほうですけども、国庫補助金の上限額というのが、多分、令和6年度の補正予算で出された場合というのは、上限がたしか7,000万までだったと思うんです。で、今回、こちらの資料のほうでは、電気式だと1.1億円、ガス式だと1.4億円という上限になってるっていうことなんですけども、これは何か上限の変更等々あったんでしょうか。

教育課（伊藤 真課長）

副委員長。

副委員長（小島 みゆき議員）

伊藤課長。

教育課（伊藤 真課長）

本年度12月にですね、令和7年度補正予算案の執行方針等についてというのが文部科学省の方から出ておりまして、そちらのほうの補正予算から適用される制度改正等というところで示していただいていたので、そのようにさせていただいております。

委員（二家本 英生議員）

はい。

副委員長（小島 みゆき議員）

二家本委員長。

委員（二家本 英生議員）

そうしましたら、物価高騰とかもあって、で、7,000万だったらちょっと工事、なかなかできないんじゃないかということで、上限額を増やしていただいているってことで、そうすることで忠岡町の持ち出し分というのが大分少なくなったのかなと思いますので、分かりました。

以上で質問を終わります。

副委員長（小島 みゆき議員）

それでは、二家本委員長の質疑が終わりましたので、進行を委員長に交代させていただきます。

（進行を二家本委員長に交代）

委員長（二家本 英生議員）

ほかにご質疑ございませんか。

（な し）

委員長（二家本 英生議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（二家本 英生議員）

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

（な し）

委員長（二家本 英生議員）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

お諮りいたします。議案第64号 令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第7号）について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（二家本 英生議員）

異議ないと認めます。

よって議案第64号は、原案のとおり可決されました。

委員長（二家本 英生議員）

以上で、本委員会に付託を受けました議案2件について議了しました。

本日の審査経過並びに結果については、この後行われる本会議にて委員会委員長報告を行います。委員の皆様方にはご協力をよろしくお願いいたします。

委員長（二家本 英生議員）

閉会に当たり町長よりご挨拶を頂きます。

町長（是枝 綾子町長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

本日は慎重なご審議を、またご可決も頂きまして、誠にありがとうございました。

頂きましたご意見も受け止めて、学校体育館の空調整備のこの工事ができるだけ早くに実施できるようにと努めて努力してまいりたいと思います。

本日は誠にありがとうございました。

委員長（二家本 英生議員）

ありがとうございました。

以上で福祉文教常任委員会を閉じます。

委員の皆さん、本日は、大変ご苦勞さまでした。

（「午前11時22分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和7年12月19日

福祉文教常任委員会委員長 二家本 英 生

福祉文教常任委員会委員 今奈良 幸 子